

いのち、いきいき、輝く職場

今、企業は、社会や消費者に対して、企業倫理をはじめ多くの社会的責任が問われています。企業の社会的責任を果たすために、あらゆる差別をなくし、一人ひとりの人権を大切にしたい明るく、働きやすい職場にする取り組みを進める必要があります。

市では、企業の経営者や従業員が、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、差別のない明るい職場づくりを推進するため、企業内での人権問題研修などが効果的に行われるよう、啓発に努めています。

市内の企業・事業所は、自らも積極的に人権問題に取り組んでおられます。そのひとつとして、市内316の企業・事業所が、企業の社会的責任を果たすべく自主的に人権問題に取り組む会として、4月に「甲賀市企業人権啓発推進協議会」を設立されました。企業が人権の大切さを理解し、自ら啓発活動を推進していくために、今まで旧町単位で活動されていた協議会を統合されたものです。新しい協議会の益々の充実した活動を期待しています。



▲設立総会の様子

【問い合わせ】
労政課 労政係
 ☎ 65-0710
 FAX 63-4087

Q&A お悩み相談室

市民生活課では日々の消費生活のトラブルや苦情の相談を行っています。気軽に相談してください。

マルチ商法の甘い罠

Q 友人に「身体に良い商品があるから」と誘われ出かけた。友人とその場にいた二人から商品の説明を受けたが、あまりにも高額だったので断った。ところが「入会すれば人を紹介するだけで手数料が入り、商品を売ればバックマージンも入る。十分払っていいし、損をすることは無い」と交替で説得され、何回も断ったが、結局、契約せざるを得なかった。有利なサイドビジネスだと言われたが、だまされたような気分、商品のローンだけが残るのは不安に思う。

A これは、商品やサービスを契約した人を誘って組織に加入させることでマージンが入り、ピラミッド的に販売組織を拡大していくマルチ商法です。特異な成功例を挙げて、誰でも簡単に利益が得られるようなセールストークで勧誘されることが多いようですが、そんな保証はありません。

せん。紹介料やバックマージンの利益の方が多くなる仕組みになっていて、ビジネスの参加者が次々と増えていかなないと組織の維持ができないからです。

”人を次々誘ったり、紹介したりできるのか？”

”高額な商品などを買ってくれる人がそんなにいるのか？”

など、冷静に考えてみれば、紹介できる人には限度があり、無限に増やすことなど不可能です。必要のない商品を購入して、抱えきれない借金だけが残ってしまう…。

この商法の問題点は、金銭的な被害にとどまらず、知らないうちに自分が加害者になり、友人も自分の信用も失ってしまうことです。簡単に「儲かる話」などありません。「断る勇気」を持つことです。

なお、マルチ商法の場合、クーリング・オフ期間は契約書面を受け取った日から20日間です。

消費生活相談窓口
 (市民生活課 生活安全係)
 ■月曜日～金曜日
 ☎ 9:00～15:00
 FAX 63-4582